

証券コード：7792

株式会社コラントッテ

第26期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年12月22日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



開催場所

大阪府中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 7792
2023年12月7日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場二丁目10番26号
株 式 会 社 コ ラ ン ト ッ テ
代表取締役社長 小 松 克 巳

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://colantotte.co.jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コラントッテ」または「コード」に当社証券コード「7792」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない方はインターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2023年12月21日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム（末尾ご案内図ご参照）
3. 目的事項
報告事項 第26期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、株主様に対し交付する書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◆ 議決権行使についてのご案内

インターネットによる 議決権行使の場合



次頁のご案内をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年12月21日(木曜日)
午後6時入力完了分まで

書面による 議決権行使の場合




同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年12月21日(木曜日)
午後6時到着分まで

当日ご出席による 議決権行使の場合



お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年12月22日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

◆ 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数

議案		原案に対する賛否	
第○号	賛	○	否
第○号	賛	○	否
第○号	賛	○	否

ここに議案の賛否をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

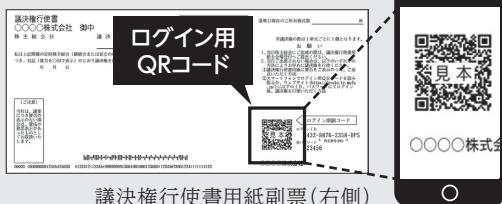
◆ インターネットによる議決権行使のご案内



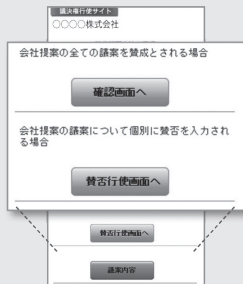
QRコードを読み取る方法

スマートフォンやタブレット端末で「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



2. 議案賛否方法の選択画面から議決権行使方法を選ぶ



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

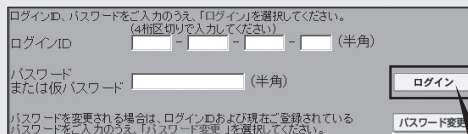
(午前2時30分～午前4時30分取り扱い休止)

<https://evote.tr.mufg.jp/>



1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行で行動制限が解除されるなか、景気は緩やかな回復傾向となりました。

当社が営んでいる事業につきましても、当社の強みであるスポーツ市場において市場環境の好転が見られたものの、エネルギー価格・原材料価格の高騰による物価上昇、欧米諸国等の金融引き締め政策による円安の進行等により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境のなか、「本気の実現」という経営理念の下、社会的課題である「生活の質」＝QOL(Quality Of Life)の向上に貢献するための事業を展開し、社会的価値と同時に企業価値の向上に取り組んでおります。

当事業年度につきましては、新製品の市場投入や当社契約選手によるイベントの開催、また、SNS等を活用したマーケティング活動の強化、さらに人気アーティスト「THE RAMPAGE」を起用したテレビCM及びSNSへの発信など若い世代に向けた取り組みを強化し、認知度の向上に努めるとともに、主要取引先との関係強化と取引拡大等、営業活動の強化に取り組みました。

このような全社での経営強化策の下、ホールセール部門につきましては、インバウンドの増加や既存取引先から大口の受注があったこと等により、売上高は3,561,459千円(前期比8.5%増)となりました。

イーコマース部門につきましては、ワールド・ベースボール・クラシックによる当社契約選手の活躍や「THE RAMPAGE」を起用したテレビCM及びSNSへの発信などのマーケティング活動の強化による認知度向上が進み、国内での自社サイト及びECモールの自社店舗が好調に推移いたしました。また、越境ECにつきましては、新たに2023年6月に中国版TikTok(抖音)のECプラットフォームである「抖音電商全球購(Douyin EC Global)」に出店いたしました。以上の結果、売上高は1,401,381千円(前期比38.9%増)となりました。

リテール部門につきましては、行動制限が解除されたこと及びテレビCM効果やインバウンドの増加等により、来店客数が増加し堅調に推移いたしました。また、2023年6月には「たまプラーザテラス」(神奈川県横浜市)に新規出店いたしました結果、売上高は443,694

千円(前期比19.6%増)となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、5,406,535千円(前期比15.9%増)となりました。利益面につきましては、原材料価格の高騰による物価の上昇や若い世代に向けた取り組みを強化した結果、営業利益は1,017,116千円(前期比6.9%増)、経常利益は1,027,987千円(前期比7.6%増)、当期純利益は645,017千円(前期比5.7%増)となりました。

なお、当社は、コラントッテ事業とCSS事業を営んでおりますが、コラントッテ事業以外のセグメントは重要性が乏しく、コラントッテ事業の単一セグメントとみなせるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は103,991千円であり、その主な内容は製品の金型代、店舗改装費用及びIT設備への投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 23 期 (2020年9月期)	第 24 期 (2021年9月期)	第 25 期 (2022年9月期)	第 26 期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高	2,886,212	3,752,508	4,663,759	5,406,535
経 常 利 益	490,610	629,319	955,647	1,027,987
当 期 純 利 益	324,810	420,505	610,454	645,017
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	40円60銭	51円34銭	68円37銭	71円84銭
総 資 産	2,323,447	3,618,408	4,103,901	4,880,362
純 資 産	886,033	2,240,108	2,745,465	3,266,037
1 株 当 たり 純 資 産 額	110円75銭	251円06銭	306円45銭	362円17銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2021年2月19日開催の取締役会決議に基づき、2021年2月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第23期(2020年9月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第25期(2022年9月期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第25期(2022年9月期)以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、超高齢化の進展や健康増進とともに関心が高まっているQOLの向上という社会的な課題の解決に資する活動を当社の事業領域として事業を展開しております。このQOLは、生活者の満足感・幸福感・安心感や生活の快適性・豊かさ等を表しているものとして捉え、そのなかで当社としては「健康に関する領域」と「生活不安に関する領域」に焦点を当てた事業展開により、社会的課題の解決への貢献を図り、社会的価値及び企業価値の向上に向け、以下の課題に取り組んでおります。

① 認知度の向上と顧客数の拡大

当社は、持続的に成長するためには、当社及び当社製品の認知度を向上させ、新規顧客を継続的に獲得し、顧客数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的なブランディング活動等により当社の認知度を向上させ、既存メディアにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより、当社製品の認知度の向上と顧客数の拡大に努めてまいります。

② リピート顧客の獲得

当社は、安定した収益基盤を構築するために、当社製品についてリピート顧客（生涯顧客）を獲得していくことが課題と認識しております。そのために、当社は、製品ラインナップにおけるリピート商材の拡充及び会員制等の継続率の高いビジネスモデルの開発を行ってまいります。

③ 新製品及び新規事業への取り組み

今後の継続的な企業成長を実現するためには、新製品及び新規事業への取り組みが必要不可欠であると認識しております。当社は、QOLの向上に資する活動を事業領域として定め、当社経営資源の集中と有効活用を図ることで、新規ブランド及び新製品の開発並びに新規事業の拡大に積極的に取り組んでまいります。

④ 優秀な人材の確保と育成

当社は、継続的な成長のために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に、当社の製品及びサービスの充実や拡大を行うため、営業、開発及びマーケティングを担当する人員の採用を適時に行ってまいります。また、当社の経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施することで、優秀な人材の育成に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めるために、内部管理体制のさらなる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて、業務の効率化と法令遵守の徹底を図ることで、さらなる内部管理体制の強化に努めるとともに、監査役監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実にも努めてまいります。

⑥ 海外戦略

当社の企業価値の最大化において、当社ブランドのグローバル展開が、今後の重要なテーマと認識しております。現在、海外8か国の販売代理店を通じて販売するとともに、中国での越境ECも行っております。今後、グローバル化を推進するにあたり、中国での越境ECを一層強化するとともに中国以外の越境ECにも注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) **主要な事業内容** (2023年9月30日現在)

当社は、医療機器及び日用品雑貨の製造・販売を主な事業としております。

(8) **主要な営業所及び工場** (2023年9月30日現在)

本	社	大阪市中央区
---	---	--------

(9) **従業員の状況** (2023年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
99名(32名)	9名増(2名増)	42.6歳	6.5年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイトを含む。)は最近1年間の平均人員を計算し、()内に外数で記載しております。

(10) **主要な借入先の状況** (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

(11) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,018,100株
- (3) 株主数 4,756名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社アーク・クエスト	3,200,000	35.48
小松 克巳	2,000,000	22.17
特定有価証券信託受託者 株式会社S M B C信託銀行	800,000	8.87
小松 由美子	450,000	4.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	194,200	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	146,900	1.62
野村證券株式会社	80,000	0.88
株式会社S B I証券	74,055	0.82
中原 摩紗子	50,000	0.55
佐々木 嶺一	36,800	0.40

(注) 1. 持株比率は、自己株式42株を控除して算出しております。

2. 株式会社アーク・クエストは、当社代表取締役社長である小松克巳氏が株式を保有する資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2022年12月21日開催の第25期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2022年12月21日の取締役会決議において譲渡制限付株式報酬として新株式を発行することとし、2023年1月20日付で取締役（社外取締役を除く。）1名に対して10,000株を割り当てております。この譲渡制限付株式は、譲渡制限期間が設けられており、当該株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとされております。

区 分	株式数	発行総額	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	10,000株	8,370千円	1名

(注) 上記のほか、新株発行により、従業員に対して譲渡制限付株式報酬制度に基づき、10,000株を譲渡制限付株式として交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が39,200株増加しております。
- ② 2023年1月20日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式の総数が20,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第1回新株予約権
発行決議日		2018年9月20日
新株予約権の数		138個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 27,600株
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使価額		55円
権利行使期間		2020年10月1日から 2028年8月31日まで
行使の条件		(注) 3.
役員状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 88個 目的となる株式数 17,600株 保有者数 2名
	監査役	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
2. 2021年2月19日開催の取締役会決議により、2021年2月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。
3. 行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 松 克 巳	
専 務 取 締 役	小 松 由美子	マーケティング統括本部長
取 締 役	森 田 仁	営業統括本部長
取 締 役	六 藤 広 平	生産統括本部長
取 締 役	井 阪 義 昭	管理統括本部長
取 締 役	清 水 俊 順	弁護士法人サン総合法律事務所 代表社員 株式会社eWeLL 社外監査役
取 締 役	柳 堀 泰 志	柳堀公認会計士事務所 所長 株式会社R Jパートナーズ 代表取締役 株式会社グッドライフカンパニー 社外取締役 (監査等委員) 税理士法人Wells Accounting 代表社員 株式会社ハブ 社外監査役
常 勤 監 査 役	下 拂 良 行	
監 査 役	礪 川 祐 二	株式会社WaG 代表取締役 BL株式会社 社外監査役 株式会社BCJ 社外監査役 ベーシック株式会社 社外取締役
監 査 役	藤 岡 亜 紀	AIRS司法書士事務所 代表

- (注) 1. 取締役清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役礪川祐二氏及び藤岡亜紀氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役礪川祐二氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役清水俊順氏、取締役柳堀泰志氏、監査役礪川祐二氏及び監査役藤岡亜紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 2022年12月21日開催の第25期定時株主総会において、井阪義昭氏は取締役新たに選任され、就任いたしました。
 6. 2022年12月21日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって取締役永井謙一氏は、任期満了により退任いたしました。

7. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小松 由美子	取締役 マーケティング統括本部長	専務取締役 マーケティング統括本部長	2022年12月21日
磯川 祐二	監査役 株式会社WaG 代表取締役 BL株式会社 社外監査役 株式会社BCJ 社外監査役	監査役 株式会社WaG 代表取締役 BL株式会社 社外監査役 株式会社BCJ 社外監査役 ベーシック株式会社 社外 取締役	2023年6月30日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款において定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

また、当該定款の規定に基づき、当社は社外取締役及び監査役の全員と責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年11月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

報酬の内訳としては、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬にて構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職責を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位を基準として、担当する職務、職責を考慮し決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬の内容及び額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は金銭報酬とし、月例の固定報酬と合わせて支給する。その算定方法については、業績向上に対する意識を高めるために、各事業年度の営業利益を指標として、役位に応じて算定した額とする。なお、業績連動報酬の指標として営業利益としているのは、当社の業績や取締役の貢献度を図るうえで相応しい指標と判断したためです。

ニ. 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、かつ、当社が発行または処分する普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合は、分割比率・併合比率に基づいて合理的な範囲内で調整を行う。）とする。取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

ホ. 金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、適切な支給割合となることを方針とする。

ヘ. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬及び業績連動報酬については、取締役会決議により代表取締役社長に対して具体的報酬額の決定を委任し、その委任を受けた代表取締役社長が決定する。非金銭報酬については、取締役会の決議により取締役個人別の割当株式数を決定する。

なお、上記内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年12月26日であり、取締役の報酬等の額は年額200,000千円以内（決議時の取締役の員数は5名）、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年9月27日であり、監査役の報酬等の額は年額20,000千円以内（決議時の監査役の員数は3名）と決議されております。また、2018年9月20日開催の臨時株主総会でストック・オプション報酬額として取締役は年額3,300千円以内（決議時の取締役の員数は4名）、監査役は年額1,100千円以内（決議時の監査役の員数は2名）と決議されております。

また、2022年12月21日開催の第25期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬について年額30,000千円以内（決議時の取締役の員数は7名）、報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとして決議されております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小松克己氏に対し当事業年度に係る各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について、評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	124,952 (7,200)	111,830 (7,200)	11,750 (—)	1,372 (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,800 (7,200)	13,800 (7,200)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	138,752 (14,400)	125,630 (14,400)	11,750 (—)	1,372 (—)	11 (4)

- (注) 1. 上記には、2022年12月21日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬の算定に用いた業績指標は営業利益であり、その実績は951,285千円であります。
3. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、上記「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 二. 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に記載のとおりであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役清水俊順氏、社外取締役柳堀泰志氏、社外監査役礪川祐二氏及び社外監査役藤岡亜紀氏の兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 清水俊順	17回	100%	—	—
取締役 柳堀泰志	17回	100%	—	—
監査役 礪川祐二	17回	100%	13回	100%
監査役 藤岡亜紀	17回	100%	13回	100%

・発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役清水俊順氏は、取締役会において弁護士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案・審議等につき質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

また、取締役の報酬等に関する手続きの公平性、透明性、客観性の向上等を目的として設定した報酬委員会の委員長を務めております。

取締役柳堀泰志氏は、取締役会において公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案・審議等につき質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

また、取締役の報酬等に関する手続きの公平性、透明性、客観性の向上等を目的として設定した報酬委員会の委員を務めております。

監査役礪川祐二氏は、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、発言を行っております。

監査役藤岡亜紀氏は、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、司法書士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 23,500千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由は、監査役会において、監査計画、監査職務の遂行状況、品質、リスク対応、報酬の算定根拠等を確認し、過去の報酬実績も参考にし、たうえで会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、剰余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況及び投資資金の必要性等を考慮し、内部留保とのバランスを図りながら配当を実施してまいります。また、内部留保金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大・発展を実現させるための資金として有効に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、業績など総合的に検討し、1株当たり20円とさせていただきます。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,983,781	流動負債	1,609,855
現金及び預金	1,789,745	電子記録債務	471,466
受取手形	6,473	買掛金	219,136
電子記録債権	209,930	リース債務	803
売掛金	584,553	未払金	237,335
製品	623,036	未払費用	35,695
仕掛品	330,100	未払法人税等	244,195
原材料及び貯蔵品	310,882	預り金	25,979
前渡金	1,306	賞与引当金	62,769
前払費用	42,006	製品保証引当金	7,896
その他	87,266	株主優待引当金	15,316
貸倒引当金	△1,521	クーポン引当金	2,689
固定資産	896,580	その他の	286,571
有形固定資産	663,228	固定負債	4,469
建築物	327,886	リース債務	468
構築物	33	資産除去債務	4,000
車両運搬具	3,833	負債合計	1,614,324
工具、器具及び備品	64,496	(純資産の部)	
土地	265,821	株主資本	3,266,037
リース資産	1,157	資本金	487,234
無形固定資産	37,884	資本剰余金	477,234
商標権	15,566	資本準備金	477,234
ソフトウェア	18,947	利益剰余金	2,301,599
その他	3,370	その他利益剰余金	2,301,599
投資その他の資産	195,468	別途積立金	37,500
出資金	11	繰越利益剰余金	2,264,099
長期前払費用	10,841	自己株式	△29
繰延税金資産	134,289	純資産合計	3,266,037
その他	50,327	負債純資産合計	4,880,362
資産合計	4,880,362		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,406,535
売上原価	1,952,954
売上総利益	3,453,580
販売費及び一般管理費	2,436,464
営業利益	1,017,116
営業外収益	
受取利息	0
為替差益	539
その他	11,208
営業外費用	
支払利息	428
社債利息	292
その他	156
経常利益	1,027,987
特別損失	
減損損失	9,673
税引前当期純利益	1,018,314
法人税、住民税及び事業税	398,655
法人税等調整額	△25,358
当期純利益	645,017

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月14日

株式会社コラントッテ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 達哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コラントッテの2022年10月1日から2023年9月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月17日

株式会社コラントッテ 監査役会

常勤監査役 下拂 良行 ㊟

監査役(社外監査役) 磯川 祐二 ㊟

監査役(社外監査役) 藤岡 亜紀 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付けております。

第26期の期末配当につきましては、当期の業績の状況等を踏まえまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円
配当総額 180,361,160円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年12月25日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	小松 克巳	代表取締役社長	【再任】	100% (17回/17回)
2	小松 由美子	専務取締役 マーケティング統括本部長	【再任】	100% (17回/17回)
3	森田 仁	取締役 営業統括本部長	【再任】	100% (17回/17回)
4	六藤 広平	取締役 生産統括本部長	【再任】	100% (17回/17回)
5	井阪 義昭	取締役 管理統括本部長	【再任】	100% (13回/13回)
6	清水 俊順	社外取締役	【再任】 【社外】 【独立】	100% (17回/17回)
7	柳堀 泰志	社外取締役	【再任】 【社外】 【独立】	100% (17回/17回)

【再任】再任取締役候補者 【社外】社外取締役候補者 【独立】証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 井阪義昭氏は、2022年12月21日開催の第25期定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> こまつ かつみ 小松 克己 (1957年2月2日生)	1975年4月 株式会社近畿建設 入社 1982年10月 株式会社小松建設 設立 同社 代表取締役 就任 1988年4月 株式会社タイムス一級建築事務所 設立 同社 代表取締役 就任 1989年4月 株式会社小松コーポレーション 設立 同社 代表取締役 就任 1997年10月 株式会社アーク・クエスト(現 当社) 設立 2002年9月 当社 取締役 就任 2004年7月 当社 代表取締役社長 就任(現任)	2,000,000株
[取締役候補者とした理由] 小松克己氏は、1997年の設立から当社の発展を牽引するなど、経営に関して豊富な経験・実績・知見を有しており、当社の経営の推進と継続的成長のための強いリーダーシップを発揮していることから、今後も当社の発展に寄与することができるかと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> こまつ ゆみこ 小松 由美子 (1956年4月8日生)	1997年10月 株式会社アーク・クエスト(現 当社) 設立 当社 代表取締役 就任 2005年11月 当社 取締役事業本部長 就任 2018年11月 当社 取締役営業・マーケティング統括本部長 就任 2021年12月 当社 取締役マーケティング統括本部長 就任 2022年12月 当社 専務取締役マーケティング統括本部長 就任(現任)	450,000株
[取締役候補者とした理由] 小松由美子氏は、1997年の設立から取締役として当社の各事業に携わり、幅広い事業経験、豊富な知見を有しており、事業部門の責任者として重要な役割を果たしていることから、今後も当社の発展に寄与することができるかと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> もり た ひとし 森 田 仁 (1961年7月2日生)	1984年4月 株式会社ワールド 入社 1998年6月 同社 米国法人 執行役社長 就任 2004年4月 株式会社アップデイト 取締役 就任 2006年7月 株式会社アイ・フュージョン・インターナショナル 取締役 就任 2008年8月 日本ソーイング株式会社 代表取締役副社長 就任 2010年12月 株式会社アーク・クエスト (現 当社) 入社 営業統括本部長 2015年11月 当社 取締役営業統括本部長 就任 2018年11月 当社 取締役管理統括本部長 就任 2021年12月 当社 取締役営業統括本部長 就任 (現任)	16,300株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>森田仁氏は、当社入社後、営業、管理部門に携わり、当社の発展に主導的な役割を果たしており、豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することができるかと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ろく とう こう へい 六 藤 広 平 (1962年11月27日生)	1985年4月 株式会社ワールド 入社 1995年12月 株式会社ヴァイ 入社 2004年4月 株式会社ミズワン 入社 2005年11月 株式会社アイ・フュージョン・インターナショナル 入社 2011年9月 株式会社バーテクス 入社 2012年6月 株式会社アーク・クエスト (現 当社) 入社 2014年4月 当社 開発・製造部長 2018年11月 当社 開発・製造統括本部長 2021年2月 当社 取締役開発・製造統括本部長 就任 2022年7月 当社 取締役生産統括本部長 就任 (現任)	6,500株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>六藤広平氏は、当社入社後、開発・製造部門に携わり、当社の発展に主導的な役割を果たしており、製造に関する豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することができるかと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> い さ か よ し あ き 井 阪 義 昭 (1960年10月11日生)	1983年4月 株式会社PALTAC 入社 1988年8月 株式会社千趣会 入社 2015年1月 同社 執行役員経営企画本部副本部長兼経理部長 就任 2015年11月 ワタベウェディング株式会社 執行役員 就任 2016年1月 株式会社千趣会 執行役員総務本部長兼総務本部財務経理部長 就任 2016年6月 ワタベウェディング株式会社 取締役執行役員管理部門担当 就任 2017年1月 株式会社千趣会 執行役員総務担当 就任 2018年1月 同社 執行役員財務担当 就任 2019年1月 株式会社マナベインテリアハーツ 入社 管理本部長 2019年9月 当社 入社 管理統括本部副本部長兼財務・経理部長 2022年12月 当社 取締役管理統括本部長 就任(現任)	10,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>井阪義昭氏は、上場企業での管理部門担当取締役としての経験や、財務・経理責任者としての長年の経験を有し、また、現在は管理部門に携わり、豊富な業務経験と経営を担う知見を有していることから、当社の発展に寄与することができるかと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
6	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">し みず とし のぶ 清 水 俊 順 (1966年10月14日生)</p>	<p>1996年4月 弁護士登録／清水・高村法律事務所 入所 2002年4月 清水・高村法律事務所 パートナー 2003年1月 弁護士法人サン総合法律事務所 設立 同所 社員（清水・高村法律事務所を法人化） 2011年1月 弁護士法人サン総合法律事務所 代表社員 （現任） 2012年6月 公益社団法人大阪府柔道整復師会 外部理事 2016年4月 大阪簡易裁判所 民事調停委員 2020年4月 当社 社外取締役 就任（現任） 2022年3月 株式会社eWeLL 社外監査役 就任（現任）</p>	—
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>清水俊順氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から適切な助言をいただくことができると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">やなぎ ぼり やす し 柳 堀 泰 志 (1976年1月5日生)</p>	<p>2000年4月 株式会社TKC 入社 2007年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2011年8月 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社(現 エイベックス株式会社) 入社 2012年3月 柳堀公認会計士事務所 所長(現任) 2015年12月 みずほ証券株式会社 入社 2019年7月 株式会社RJパートナーズ 設立 代表取締役 就任(現任) 2020年3月 株式会社グッドライフカンパニー 社外監査役 就任 2021年3月 税理士法人Wells Accounting 設立 代表社員 就任(現任) 2021年5月 株式会社ハブ 社外監査役 就任(現任) 2021年12月 当社 社外取締役 就任(現任) 2022年3月 株式会社グッドライフカンパニー 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)</p>	—
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 柳堀泰志氏は、公認会計士及び税理士等としての豊富な経験と専門的知識及び幅広い見識を有しており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から適切な助言をいただくことができるかと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小松克巳氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、社外取締役候補者であります。
4. 清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって清水俊順氏が3年9か月、柳堀泰志氏が2年となります。
5. 当社は、清水俊順氏及び柳堀泰志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。清水俊順氏及び柳堀泰志氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、川上真由氏は、監査役下拂良行氏の補欠としての候補者であります。

また、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

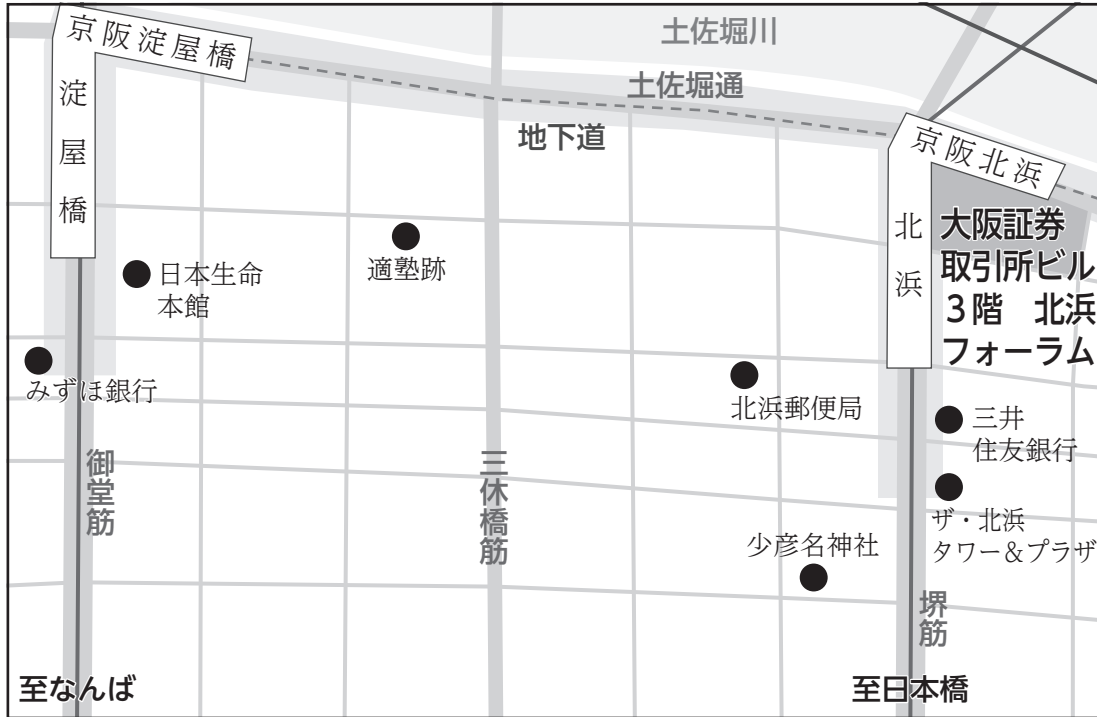
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
かわ かみ ま ゆ 川 上 真 由 (1972年5月12日生)	1997年10月 株式会社アーク・クエスト（現 当社）入社 2014年10月 当社 業務管理部長 2018年12月 当社 内部監査室長 2020年10月 当社 品質保証部長 2023年4月 当社 内部監査室長（現任）	4,000株
[補欠監査役候補者とした理由] 川上真由氏は、当社入社後、管理部門、事業部門など各部門全般に携わり、また、現在は内部監査室長として内部監査に携わり、豊富な経験や知見を有していることから、監査業務を行うにあたり適任と判断し、補欠の監査役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、川上真由氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、同氏との間で締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、川上真由氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号
大阪証券取引所ビル 3 階 北浜フォーラム
☎ 06-6202-2311



■会場への交通

地下鉄堺筋線「北浜」 1B出口 (地下道直結)

京阪本線「北浜」 28出口 (地下道直結)

地下鉄御堂筋線「淀屋橋」徒歩7分 27出口 (地下道直結)

●お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。